

◆三宅和広議員 おはようございます。

てんどう創生の会、一番手、三宅和広です。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染状況ですが、昨日現在の天童市の直近1週間の新規感染者数は559人でした。

ピークは8月24日の836人、ピーク時より大分減ってきてはいますが、全体的に見ると、なだらかな上昇傾向にあるとも見て取れます。まだまだ注意が必要だと感じます。

そうした中、3年ぶりに天童夏まつりが再開しました。また、私の地元、天童北部公民館でも、日曜日に地区レクリエーション大会としてウオークラリーを開催しました。ラ・フランスマラソンも3年ぶりに開催されます。

私は今回、ハーフマラソン(21キロ)にエントリーしました。この9月定例会が終わったら練習を始めたいと考えています。

このように、徐々にではありますが、コロナ前の状況に戻そうという動きが出てきています。一日も早く、コロナ前と同じような活動ができる日に戻ることを願いたいものでございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、天童市での空き家の発生状況と効果的な空き家対策についてと、世代間の情報格差を解消するための高齢者へのスマートフォン活用支援策についての二点についてお伺いします。

まず、天童市での空き家の発生状況と効果的な空き家対策についてお伺いします。

平成30年3月に策定した天童市空き家等対策計画の資料によると、平成25年の天童市の賃貸用の住宅や売却用の住宅などを除いたその他の住宅の空き家率は3.1%となっています。全国的に空き家の数は増加傾向にあるとされていますが、天童市の空き家率の状況はどのように推移しているのでしょうか。また、今後どのように推移すると見込まれるのでしょうか。

さらに、倒壊や建材の飛散などの危険性があり、解体が必要と思われるとされるDランクの空き家はどれくらいあるのでしょうか。また、今後どのように推移すると見込まれるのでしょうか。

次に、空き家対策についてお伺いします。

近年、全国的に老朽空き家の増加が社会問題となっている中、放置される原因の一つとして、住宅空き家の敷地に対して住宅用地特例が適用され、固定資産税と都市計画税が軽減されることが指摘されています。

こうしたことを受け、兵庫県尼崎市では、空き家対策を推進するために住宅としての機能が損なわれているなど一定要件を満たす住宅空き家の敷地に対して、固定資産税と都市計画税の住宅用地特例の適用を除外する取組みを実施しています。

尼崎市では、税制優遇を見直すことで、空き家の除去が促進される、管理不全状態にある空き家の放置が抑制される、空き家の適切な管理が促進されるなどの効果が期待されるとしています。

また、この取組みに併せて、空き家解消に向けた専門家の紹介や除去に対する補助、空き家の所有者への支援も併せて積極的に行い、総合的に空き家対策を推進していくとしています。

建物が建っていても住宅と認定されないために更地の場合と税金が同じであれば、建物を解体して更地にした上で土地を売却する方が増えるのではないのでしょうか。

本市においても、管理が不十分で損傷が激しく、住宅としての機能が損なわれている場合は、住宅として認定せず、その敷地について住宅用地特例の適用を除外してはどうでしょうか。この取組みと現在実施している空き家除去を支援する事業を組み合わせることによって、天童市の空き家対策が進むのではないのでしょうか。市長の考えをお伺いします。

二つ目の空き家対策についてお伺いします。

天童市空き家等対策計画では、所有者等が自ら除去することが困難な老朽危険空き家については、市が所有者からの無償譲渡などにより空き家を取得した上で除去を行い、跡地の活用を図るとしています。

解体して更地にしても売れそうにないところに行政が介入して土地の活用を図ろうという空き家対策かと思いますが、これまでに無償譲渡などを受け、行政により除去を実施した具体例はあるのかお伺いします。

次に、世代間の情報格差を解消するための高齢者へのスマートフォンの活用支援策についてお伺いします。

総務省の昨年度の調査によると、全国のスマートフォン保有率は60代が79%、70代が53%、80代以上が19%となっており、高齢者のスマートフォンの保有率は他世代よりも低い状況にあります。

スマートフォンは、行政情報や災害情報などをいち早く、正確に受け取る手段として有効であり、また本市においても今後、行政手続のオンライン化が進むものと考えられますが、それらのオンラインサービスを利用するためにも、スマートフォンは必要なものとなってきます。

さらに、コロナ禍で人に会うことが制限される中、ビデオ通話などを利用した家族等とのコミュニケーションツールとしての役割も大きくなるなど、スマートフォンは今後ますます利用されるものと思います。

スマートフォンが持つこうしたメリットを多くの高齢者も共有できるようにするために、高齢者のスマートフォンの保有率を上げる必要があるのではないのでしょうか。

秋田県由利本荘市、京都府福知山市、茨城県東海村、埼玉県行田市、石川県加賀市などでは、高齢者がスマートフォンを購入する際に5,000円から2万円を補助する取組みを実施しています。

天童市では、電気式生ごみ処理機の購入補助として2万円の助成金を支給しています。同じようなスキームで、個人負担を軽くすることによって多くの高齢の方が迅速かつ正確に情報に触れられるようにするために、また便利な行政サービスやアプリを利用できるようにするためにも、スマートフォンの購入費用に対して助成金を支給してはどうでしょうか。

次に、高齢者向けのスマートフォン講習会の実施についてお伺いします。

内閣府の全国調査によると、スマートフォンを使っていない 70 歳以上の方にその理由を尋ねたところ、「自分の生活に必要ながない」が 52%、「どう使えばいいかわからない」が 42%との回答だったそうです。

高齢者のスマートフォンの保有率を上げるために、また既にお持ちの方がより活用できるようにするためにも、高齢者向けのスマートフォン講習会を実施してはどうでしょうか。

世代間のデジタルデバイド、情報格差を解消するために、高齢者へのスマートフォン購入補助と高齢者向けのスマートフォン講習会を提案させていただきます。この二つを実施してはどうでしょうか。市長の考えをお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

◎山本信治市長 おはようございます。

三宅和広議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、本市での空き家の状況と効果的な空き家対策についての、本市での空き家の状況について申し上げます。

本市の空き家の状況について、令和4年3月末時点での市で把握している空き家数は528件となっており、様々な空き家対策により平成30年度の数值から163件減少しております。

そのうち、倒壊や建材の飛散などの危険性があり、解体が必要と思われるD判定の空き家は105件となっております。

また、平成30年住宅・土地統計調査によりますと、本市の賃貸用の住宅、売却用の住宅などを除いたその他の住宅の空き家率は、県内13市で最も低い3.5%であります。平成25年の当該統計調査の数值と比較しますと0.4ポイント上昇をしております。

今年度は、自治会長等からの御協力をいただきながら、市内全域の空き家の実態調査を実施しております。あわせて、実態調査により把握した空き家の所有者や管理者に、当該空き家に対する意向調査も実施をしております。

現在、実態調査の結果を集計中であり、詳細が明らかになり次第公表させていただきますので、御理解をお願いいたします。

次に、効果的な空き家対策について申し上げます。

平成27年、空家等対策の推進に関する特別措置法及び地方税法の改正法が施行され、所有者等に対して勧告が行われた特定空家等の敷地は、固定資産税と都市計画税の住宅用地特例の適用を除外することとされました。

近年、除却や修繕等の勧告を行い、住宅用地特例の適用を除外した自治体の中には、より速やかに対応するため、時間を要する勧告を経ずに、管理が不十分で住宅としての機能が損なわれている場合、住宅用地特例の適用を除外する新たな取組みが出てきております。

御質問の住宅の機能が損なわれている場合の空き家に対する住宅用地特例の適用除外については、今後の国や先進自治体の取組状況について動向を注視していきたいと考えております。

なお、本市の空き家等対策計画に基づく無償譲渡による用地の利活用については、これまで実施した実績はありません。

次に、世代間の情報格差を解消するための高齢者へのスマートフォン活用支援策についての高齢者のスマートフォン購入補助について申し上げます。

国の令和4年度版情報通信白書によると、スマートフォンの利用を含むインターネットの年代別利用率は、60代までは8割を超えておりますが、70歳代は約6割、80歳以上は3割を下回る状況であり、世代によるデジタル情報格差があると捉えております。

今後、行政手続のオンライン申請や迅速で適切な災害情報の発信など、インターネットを利用した市民サービスを拡大するに当たり、世代による情報格差を解消することが大切であると考えております。

しかしながら、現在のスマートフォンの契約方法については、端末の購入と回線のセット契約が一般的であり、端末の購入費用を補助した場合においても、購入者が月々の利用料を負担することとなります。また、既にスマートフォンを所有している方への公平性の観点から、スマートフォンの購入費用に対する補助の実施については課題があると考えております。

このことから、現在、購入費用に対する補助を実施する予定はありませんが、他市の事例やその効果を確認していきたいと考えております。

次に、高齢者向けのスマートフォン講習会の実施について申し上げます。

本市で実施しているすこやか訪問事業において、高齢者からスマートフォンの操作が複雑で難しいとの意見を伺っております。

また、情報漏えいや架空請求・詐欺に対する不安が大きいとも聞いております。

このような状況から、スマートフォンの特性や利用方法、適切な操作についての講習会を実施することは公益性のあるものと捉えており、さらにはデジタル情報格差の解消につながるものと考えております。

スマートフォンを所有していない方や、所有していても操作等に慣れていない方を想定し、いきいきサロンや地域カフェ等、既存の集いの場を活用したスマートフォンの講習会の実施を検討していきたいと考えております。

◆三宅和広議員 御答弁ありがとうございました。

まず、空き家のほうをお伺いしたいと思います。

空き家のほう、3.1%から3.5%まで空き家率が上昇している、それから、Dランクのほうも105ということで、これも増えているという状況だというふうに理解いたしました。

特定空き家のほう、今まであるわけなんですけれども、これはハードルが高いということで、尼崎市とか神戸市とか、京都市ですか、そういったところではそれよりもハードルが低いというか、対応できるようにということで、その用地の控除を解除する、適用しないというような取組みをされているわけなんです、国とか他自治体の動向を見てというようなことの御答弁でございましたけれども、ぜひ前向きに取り組んでいただければというふうに思っております。

尼崎市の例をちょっと御紹介いたしますけれども、尼崎市の場合ですと、大体これは試算ということで、所有者の税の負担が約3.5倍に跳ね上がるというようなことがあって、そういったことをPRして行って、建物の除去が進むようにということでされているというようなことであります。

それで、尼崎市、この住宅用地特例を適用しないというほかに、いろいろ取組みをされておまして、例えば、解体をするに当たってどれくらい費用がかかるのか分からないという方があって解体が進まないというようなこともあるだろうということで、業者と協定を結んで、解体費用の概算が分かるような取組みを行っておたりしております。

それから、空き家が生ずるきっかけになるのが、病院に入院したりとか亡くなったりというようなタイミングということで、この住まいのエンディングノートということで、建物のエンディングノートなんかも無料で配布しているというような取組みもされております。

こういった先進自治体というか、いろいろ取組みがあるわけなんですけれども、この適用除外の住宅用地特例の適用除外のみで空き家を減らそうというのではなく、やはり、これといろいろな施策を組み合わせて、先ほど尼崎市さんの解体の概算費用の提示とか、ほかにも、解体費用の補助、これは天童市でも行っておりますけれども、そういったものとか、それから、権利関係が複雑なものについて弁護士とか建築士なんかを紹介するようなことをやったり、そういったいろいろな施策と組み合わせながらハイブリッドで空き家を解消していこうという、土地の利用を進めていこうというような取組みをされておるわけなんです。

これ、ハイブリッドということで、いろんなことをまとまってやろうということなんですけれども、この住宅用地特例の適用除外ということ新たにやった場合、所有者に接触するチャンスになるのかなと。今までなかったものを新たにやるということで、土地の所有者に接触する機会になるのかなと。いいきっかけになるのかなというふうな気がします。そういったことによってこの空き家の解消が進むのではないかなというふうな気がするんですね。

税金が幾らかでも上がりますので、住むか、解体するかということはいずれの時期にか判断しなければならぬというようなことで、そういったことも所有者に接触して、そういったことも含めてアピールしていくということが可能になるのかなと思いますが、その辺のところ、改めてもう一度その住宅用地特例の適用除外についてお伺いしたいと思います。

◎森谷倫祥建設部長[併]上下水道事業所長 お答えいたします。

今の質問の中で、ちょっと三宅議員が少し思い違いなさっているのではないかなということがあったので、最初に私のほうから答弁させていただきます。

接触する機会を設けるためにそういう制度を用いたらというお話でありましたが、必ず、空き家に関しましては固定資産税がかかっております。固定資産税というのは必ず払わなければなりませんので、その名義が誰か、その人が亡くなっても相続権者が必ず払わなければならないことになっていますので、毎年納税通知書を送っているところであります。

その納税通知書の中に、今、空き家になっているので、ひどい状態なので何とかしてくださいの旨の通知文を何回も送ったり、あと、こちらから直接、建設部のほうから連絡しまして、こういう状況で周りの人が困っている、こちらも困っているようなことをお知らせして、何とか解消に、今、接触する機会はあるので、そういう連絡等はしているところでございます。

本市は幸い、宅建業者さんが活発にその空き家解消に取り組んでいただいておりますので、他市と比べましてその空き家の解消率が高いものとなっておりますが、やはり、少子高

齡化、あと核家族化がどんどん進んでおりますので、将来にわたっては、やはり、先ほど三宅議員からあったお言葉をお借りしますが、なだらかな上昇傾向になっていくのではないかと考えられますので、先ほど三宅議員おっしゃった、ハイブリッドな考えを、ソフト事業をもうちょい充実させて、その所有者に対してアプローチを図っていきたいと考えております。以上であります。

◆三宅和広議員 接触する機会ということで、いろいろ取組みをされているということでございます。その説明する中身も、充実したものであればなおいいのかなというふうに思ったところでございます。

なお、建設部長誤解されていらっしゃるようですので、一応補足させていただきますけれども、なだらかに上昇していると私申し上げましたのは、コロナ感染症の直近1週間の新規感染者数、そちらのほうが上昇ということで申し上げたところでした。

それで、ハイブリッドということでいろいろしていきたいというような御回答だったと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これ、どういったものに声をかけていくかということで、家屋と認定するために三つの条件があるというようなことで、屋根と周りの壁があるとか、土地に接しているとか、それから、目的とする用途に適合しているかどうかなんていうことがあるわけなんですけれども、この三つ目の「目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない」というところに該当しないのでということで、尼崎市なんかはこの適用除外にしているわけなんですけれども、適用除外にするに当たって、この目的とする用途に供し得る状態にあるかどうかという判断がなかなか難しいのかなという気がします。

屋根とか周りの壁とかは、十分見れば分かるんですけれども、その目的の用途に供するかどうか、建物が建っていれば、いずれ住むからということで住宅だというふうに見なしているんだと思うんですけれども、それを、例えば、10年間くらいの居住実態がないということがあれば、将来にわたっても利用する見込みがないというふうな判断をして、この適用を除外するということが可能なのかなと思います。

これは、あらかじめ市として決めておって、市民にもその内容を公表していけば、管理不十分な空き家というものを減らせる、こういったものに該当するので、何とかしなければならぬというふうに考えてもらえるきっかけになるのかなと思いますが、そういった適用を除外するための基準をあらかじめ決めておって、それを公表して働きかけていくというようにすることが必要かと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

◎松浦和人総務部長 税のほうの関係ですので、総務部のほうでお答えさせていただきますが、今、三宅議員おっしゃるような、事前に基準を設けてということで進めていけばというようなことになるわけなんです、先進自治体として、今、尼崎市の事例がございしますが、あとは、全国的には京都市、あとは神戸市ということで、こちらで把握しているのは、全国でまだ3市がこの取組みをやられている先進自治体というふうにお伺いしているところです。

その基準については、やはりその3市とも設けていて、三宅さんが今例に挙げたような基準などもそれぞれ設けているようでございます。

そういったことで、進めるに当たって、そういった基準を設ける際に、税側でいくと、総務省からのいろいろな基準が、通知が来ているわけなんですけど、そういった家屋の状態を見る場合、いろいろ文言があって、「家屋の客観的な状況に留意する必要がある」とか、総務省としては、国としては、ちょっとそういう言葉でちょっと逃げているのかなという感じはするんですけども、明確な基準を国としても微妙に明示していないと。

そういった状況を見ていて、京都市、神戸市、尼崎市は自分の自治体なりに基準を明確にして取り組んでいるんだと思いますが、ただ、そのやっている三つの自治体に比較して、その客観的な明確な基準みたいなものをなかなか強く打ち出せない自治体が、やっぱりほかの全国の自治体も同様なのかなということであって、だからその辺、なかなか皆さん二の足を踏んで取り組めない状況もちょっとあるのかなと思っております。

そのようなことで、先ほど市長答弁でもありましたように、少し国なり、あと他自治体の状況を少し注視させていただきながら、建設部門と併せて空き家対策を進めていければなと考えております。よろしくどうぞお願いします。

◆三宅和広議員 この件ですと、総務省の固定資産税課というところが担当されていると思うんですけども、その辺のところ、直接聞いてもいいのかなという気がするんですけど、この特定空き家とか、そういった平成27年度の改正というものは、使われなくなった住宅、建物に住むようにというような趣旨でつくられたわけなんですけれども、この適用除外になっているこういった住宅というのは、本来の目的からもう外れていると思うんですよね。ですから、逆に、京都市とか尼崎市、神戸市がやっていることのほうが、むしろその本来の趣旨に合っている内容なのかなという気がしますので、可能であれば、確認をしてこういった判断でいいのかというものを確認の上進めていただければいいのかなという気がします。その辺のところ、よろしくお願いいたします。

次にいきます。

無償譲渡に関するところなんですけれども、天童市の空き家等対策計画の中で、所有者等が自ら除去することが困難な老朽危険空き家については、市が所有者からの無償譲渡により空き家を取得した上で除却を行い、跡地の活用を図るとしてありますというふうになっておるわけなんですけれども、これの御答弁はどうなったんですか。もう一度お願いいたします。

◎森谷倫祥建設部長[併]上下水道事業所長 先ほど、市長答弁にもありましたとおり、その無償譲渡による除却した例は本市ではございません。

以上です。

◆三宅和広議員 実際に、この除却した例がないということではございますけれども、なぜ除却されないのかという理由というものは何かあるんですか。

◎森谷倫祥建設部長[併]上下水道事業所長 お答えいたします。

県内には、朝日町なり鶴岡市なり、そういう除却した例はありますが、本市は先ほど申し上げましたとおり、便利のいいところの空き家については宅建業者さんが活発に活動していただいて、除却してまた新たな形で売するような形でしておりますことと、あと、空き家を無償譲渡してもらい、その空き家を直接利活用したり、解体の上、跡地を売却したりすることは、先ほど申し上げましたとおり、鶴岡市とか朝日町では県内でもやっているところはございます。

空き家の無償譲渡による取得については、当該空き家の位置や希望により、譲渡を受けた後の利活用の手法を、個々の物件について様々検討する必要があります。便利の悪いところを無償譲渡を受けた後、税金を使って何かするかとなると、非常にその辺は検討する必要があるということと、そのため、高いハードルが考えられますので、朝日町なり鶴岡市のほうを見ますと、非常にいい場所であったり、もともと医者さんで町の中心にあったりとか、あと、鶴岡市でも譲渡を受けて市のほうで販売したんですが、なかなか売れない状況等ありますので、そういうことでなかなか無償譲渡による除却は今のところないという状況であります。

以上です。

◆三宅和広議員 これまではなかったということですが、この空き家等対策計画の中にはこういった文言があるわけなんですけど、今後どのように取り組まれる予定なのか、その辺のところ伺います。

◎森谷倫祥建設部長[併]上下水道事業所長 なかなか、その空き家を無償譲渡してくれる方がまず出てこないというのが現状でありますので、出てきた際には様々な検討を重ね、どういった利活用ができるのかを判断した上で譲渡を受けるような考えでございます。

以上であります。

◆三宅和広議員 先ほど、鶴岡市の例をお聞きしたときに、売れ残ったというか、一般の売買では売れないようなところが残っているというようなお話だったかと思えますけれども、市が介入することによって、形が悪くて売れないような場所だったら、それは公園としての活用とか、そういった民間でできないような活用ができるのかなという気がします。

それから、周辺部ですと、多分、更地にしたとしても売れないというような状況が多分あるのかなと思うんですけども、逆にこういったところに行政として介入をして宅地として開発するような取組みをして、モデルケースのようなことでできるのではないかと、していかなければならないのかなという気がします。こういった形で積極的に関わっていく、進めていく必要があるのかなという気がしますけど、その辺、いかがでしょうか。

◎森谷倫祥建設部長[併]上下水道事業所長 お答えいたします。

なかなか無償譲渡をしてくれる方が現れない限り、その先の方向性は見いだせませんので、こちらから、譲渡してくれ、譲渡してくれという、人の財産に対して言うことはできないので、御理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

◆三宅和広議員 そういった話があれば、ぜひ進めていただければと、もし譲渡したいという人がいれば、よろしくをお願いしたいと思います。

次にいきます。

スマートフォンのほうに移りますが、購入補助のほうは個人負担が大きいということと、それから既に持っている方との公平性が確保できないというようなことで、導入は難しいというような御回答だったと思います。

そういったことはあるかとは思いますが、個人負担が大きいとしても、幾らかの補助があって購入できるのであれば購入してもいいという方も多分いらっしゃると思うんです。

先ほど例として挙げた、電気式生ごみの処理機でも、購入すれば大分高い金額ですけれども、2万円の補助しか出ないわけなんですけれども、それでも補助をもらって購入する人はいるわけなので、個人負担が大きいとしてもやってみたいという人が出てくるのかなという気がします。

それから、公平性がということでございますけれども、そういった不公平感が出るのかもしれないんですが、これからいろいろスマホが活用される、スマホが必要になってくる、それから行政サービスを受けるにしても、災害時のその情報提供を受けるにしても、スマホの力って大きいなと思いますので、そういった力を出せるようにというか、市として使えるように、持っていない人に補助を出すということも必要なのかなという気がしますが、その辺いかがでしょうか。

◎松浦和人総務部長 お答えいたします。

先ほど、市長の答弁でもありましたように、今、スマートフォンを契約する場合は、端末の購入と回線の契約となりますが、統計的な資料によりますと、大体、スマートフォンの今大手のキャリア4社は、月額平均大体5,500円ぐらいのお金が必要になると。端末のほうは、通常のスマートフォンであれば6万円ぐらいの機種、あとはiPhoneであれば、もう8万円するということで、結構高額になるわけですが、こちらで考えた中身としては、今、先ほど、利用率なども三宅議員の話にもあったように、市長答弁では、60代の人が8割、70代の人が6割で、80歳代であるとぐっと落ちて3割ぐらいに落ちるんですけれども、皆さん、高齢者の方でお困りになっているのは、買った後の使い方がやっぱり分からないとか、そっちのほう大きいのかなということで、三宅議員、その後で質問される講習会のほうにこちらとしては力を入れていったほうが、皆さん、高齢者のためのその情報格差のお手伝いになるのかなというふうになんかちょっと考えているところでございます。

以上です。

◆三宅和広議員 補助をするとすると、多分、本体のものになるかとは思いますが、月々はこれ仕方ないので、個人負担では仕方ないと思うんですが、そういったことであれば致し方ないかなとも思います。

ただ、今回、今年から、ドモスの予約システムが端末からできるようになっております。ドモスというもの、利用者は大分高齢の方が多と思うんですね。そうすると、高齢の方が使うドモスの予約システムがスマートフォンからできるようになっているのであれば、高齢者の方がスマートフォンを持つような取組みもあって、相乗効果が出るのかなという気がするんです。その辺のところ、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

それで、先ほどのその講習会のほうに移りたいと思います。

講習会のほう、大変前向きな御回答をいただいたというふうに思っております。

総務省のほうで、デジタル活用支援事業というものを行っております。こういったスマホ教室テキストなんていうものもあって、国の補助事業として実施しているものなんですけれども、具体的に言うと、デジタル格差を解消するために、公民館とか携帯のスマホショップ、その辺のところ講習会を開いてというような事業に対して総務省のほうで補助金を出しているというような事業なんです。こういった事業がいろいろ進められておまして、山形市なんかでは、これを活用して実際に講習会なんかを開催しているというふうに聞いております。天童市でも実施してはどうかと思うんですが、まだこれまで実施されていないと思うんですが、その辺のところ、いかがでしょうか。

◎松浦和人総務部長 お答えいたします。

スマホの講習会につきましては、ちょっとこちらのほうでもいろいろ役所の中の組織の中でどういったことを取り組んでいるか少し情報を集めたところ、昨年度ですが、長岡の公民館のほうでスマホのお悩み相談室ということで、市の職員、主事がある意味講師になりまして、公民館で既にスマホをお持ちの高齢者の方に、使い方分からないところないですかということでやられたそうです。

3回ほど実施して、延べ20人ぐらいの方が来て、もう既にスマホは持っている。だけれども、ここの使い方がよく分からないのよというようなことで、高齢者の方が見えて、やはりいろいろ直接主事から話を聞いて使い方を聞いて、大変安心してというか、喜んで帰られたということで、やっぱり一定の需要はあるのではないかなというふうに感じておりますので、先ほど、市長答弁でもありましたように、高齢者の集まる機会などを積極的に活用して、そういうところで、スマートフォンを持っている人、これから持ちたいなと思っている人に説明して講習会などをやっていければなということで、それを前向きに検討したいということで先ほど答弁させていただいたところです。よろしくどうぞお願いします。

◆三宅和広議員 ぜひ、進めていただきたいと思います。

講習会の内容、いろいろあるかと思えます。先ほどお話ししましたドモスの予約システムなんかが一番手っ取り早いというか、効果があるのかなという気がしますし、それから、いろいろほかの自治体の例を見ても、SNSの交流サイト、こういったものの使い方とか、それから防災アプリの使い方、それと、ビデオ通話とか、結局、お孫さんと話をするようなと

きに使えるような使い方とか、それから写真の撮り方とか、それから、先ほどあったと思いますけれども、特殊詐欺に遭わないためにとか、そういったことをいろんな幅広いところでできますので、回数が大分増えるかとは思いますが、こういった内容でぜひ開いていただければというふうな気がします。

9月3日の山形新聞に掲載されていたんですけれども、酒田市のほうでDXを進める取組みの一環ということになっておったんですが、市役所の窓口でスマホの使い方を教えてくれる窓口を開設したということでした。9月2日から10月31日までの月水金ということで、午前と午後に分かれて、電話とかメール、写真、録画の方法とか文字の入力の仕方とか電話帳の登録の仕方とか、こういった細かいところまで、それから、パスワードが分からなくなってしまったのでどうすればいいんですかとか、いろんな相談を受ける窓口をつくったという記事が載っていました。大変好評だというふうな書きっぷりでしたけれども、その辺、天童市としてやってみてはどうかと思います、いかがでしょうか。

◎松浦和人総務部長 お答えいたします。

今、三宅議員からいただいた情報についても、非常に参考になる話かなということであり、そういった、今言った内容を天童市としても目標にどうか、そういったことができるように、先ほど、市長の答弁でもありましたように、所有していない方、あるいは操作に慣れていない方を想定して、繰り返しになりますが、いきいきサロン、それから地域カフェなど、既存の集いの場を活用して実施する旨を検討していきたいということですので、ぜひ、今いただいた情報なども生かしていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◆三宅和広議員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

高齢者の方も、デジタルデバイスを共有できるようにぜひ進めていただければいいのかなと思いますので、前向きに取り組んでいただければと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。